

(1) 学校教育

ア) 概況

- 昭和 22 年に教育基本法²²が制定されてから半世紀以上が経過し、この間、科学技術の進歩や情報化、国際化、少子高齢化など、我が国の教育を取り巻く環境が大きな変化を遂げるとともに、様々な課題が生じたことから、平成 18 年 12 月、約 60 年振りに教育基本法が改正され、これからの教育の基本理念が明示されました。
- これを受けて、平成 19 年 6 月には学校教育法²³の一部が改正され、学校教育の一層の充実を図るため、義務教育の目標が新たに定められるとともに、各学校種の目的及び教育の目標が見直されました。
- さらに、平成 20 年 3 月には小・中学校の学習指導要領²⁴及び幼稚園教育要領が、平成 21 年 3 月には高等学校・特別支援学校の学習指導要領が改訂され、学校種ごとに順次、実施されています。新しい学習指導要領は、次代を担う子どもたちが自ら学び、自ら考える力をはぐくむことを基本に、知・徳・体のバランスのとれた教育を展開し、確かな学力・豊かな心・健やかな体からなる「生きる力」をはぐくむことを目的に掲げているのが大きな特徴となっています。
- 本市では、平成 19 年度～22 年度の全国学力・学習状況調査²⁵において、小・中学校ともに、4 年連続で教科に関する調査の平均正答率が全国平均を上回るなどの成果を挙げています。(表 3-1-1)
- 本市の小・中学校は、全国学力・学習状況調査抽出対象校の調査結果とさいたま市独自に実施した「生活や学習に関する調査」結果でみると、「家や図書館で、普段(月～金曜日)、1 日当たり 30 分以上、読書をする」習慣や「自分には、よいところがあると思う」という自己肯定感が全国や大都市よりも高いなどの結果が出ています。

²² 教育の目的及び理念並びに教育の実施に関する基本を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を示した、我が国における教育の基盤となる法律。

²³ 幼稚園から大学までの学校教育に関する基本的かつ総合的な法律。

²⁴ 幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校において、どのような内容をどの学年で、どのくらい学習するかなどを示した教育課程(カリキュラム)を編成する際の基準を定めたもの。

²⁵ 文部科学省が全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、改善を図ることなどを目的に実施。平成 22 年度に本市では、文部科学省の抽出による小学校 17 校(約 1,800 名)、中学校 18 校(約 3,400 名)を対象に調査を実施。

表3-1-1 全国学力・学習状況調査 教科に関する平均正答率

小学校(公立)								中学校(公立)									
(%)								(%)									
教科	年度	さいたま市	全国	埼玉県	大都市			教科	年度	さいたま市	全国	埼玉県	大都市				
国語A (基礎・基本)	平成19年度	83.9	(+2.2)	81.7	82.2	(+0.5)	82.2	(+0.5)	国語A (基礎・基本)	平成19年度	83.8	(+2.2)	81.6	81.6	(±0)	81.6	(±0)
	平成20年度	69.3	(+3.9)	65.4	66.2	(+0.8)	66.5	(+1.1)		平成20年度	76.0	(+2.4)	73.6	73.2	(-0.4)	73.6	(±0)
	平成21年度	72.9	(+3.0)	69.9	70.1	(+0.2)	70.5	(+0.6)		平成21年度	79.7	(+2.7)	77.0	76.5	(-0.5)	76.7	(-0.3)
	平成22年度	86.0	(+2.7)	83.3	84.1	(+0.8)	—	—		平成22年度	78.0	(+2.9)	75.1	74.9	(-0.2)	—	—
国語B (活用)	平成19年度	68.0	(+6.0)	62.0	64.0	(+2.0)	64.0	(+2.0)	国語B (活用)	平成19年度	77.0	(+5.0)	72.0	72.0	(±0)	72.0	(±0)
	平成20年度	55.6	(+5.1)	50.5	51.8	(+1.3)	52.1	(+1.6)		平成20年度	65.5	(+4.7)	60.8	61.1	(+0.3)	61.3	(+0.5)
	平成21年度	55.0	(+4.5)	50.5	51.0	(+0.5)	52.1	(+1.6)		平成21年度	77.4	(+2.9)	74.5	74.2	(-0.3)	73.9	(-0.6)
	平成22年度	80.8	(+3.0)	77.8	78.9	(+1.1)	—	—		平成22年度	70.2	(+4.9)	65.3	66.1	(+0.8)	—	—
算数A (基礎・基本)	平成19年度	83.7	(+1.6)	82.1	82.1	(±0)	82.6	(+0.5)	算数A (基礎・基本)	平成19年度	75.6	(+3.7)	71.9	70.6	(-1.3)	71.9	(±0)
	平成20年度	74.7	(+2.5)	72.2	72.3	(+0.1)	72.8	(+0.6)		平成20年度	66.7	(+3.6)	63.1	61.1	(-2.0)	63.5	(+0.4)
	平成21年度	79.5	(+0.8)	78.7	77.5	(-1.2)	79.3	(+0.6)		平成21年度	66.4	(+3.7)	62.7	61.6	(-1.1)	63.1	(+0.4)
	平成22年度	76.6	(+2.4)	74.2	74.7	(+0.5)	—	—		平成22年度	69.2	(+4.6)	64.6	63.7	(-0.9)	—	—
算数B (活用)	平成19年度	67.1	(+3.5)	63.6	63.6	(±0)	64.3	(+0.7)	算数B (活用)	平成19年度	65.3	(+4.7)	60.6	60.0	(-0.6)	60.6	(±0)
	平成20年度	56.1	(+4.5)	51.6	52.5	(+0.9)	53.4	(+1.8)		平成20年度	52.3	(+3.1)	49.2	47.8	(-1.4)	49.6	(+0.4)
	平成21年度	58.5	(+3.7)	54.8	55.5	(+0.7)	56.7	(+1.9)		平成21年度	60.3	(+3.4)	56.9	55.9	(-1.0)	57.3	(+0.4)
	平成22年度	52.4	(+3.1)	49.3	49.6	(+0.3)	—	—		平成22年度	48.0	(+4.7)	43.3	42.6	(-0.7)	—	—

出典：文部科学省 国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査調査結果資料」

注1) ()内の数値は、同年度内における国全体の平均正答率と比べたときの差を表す。

2) 大都市は、政令指定都市及び東京23区を指す。

3) 平成22年度は、大都市の集計は行われていない。

○平成23年5月1日現在、市内には市立102校、国立1校、私立3校の合計106校の小学校があります。また、市立小学校1校当たりの児童数は660.2人であり、政令指定都市19市の中で最も規模が大きくなっています。(表3-1-2)

○平成23年5月1日現在の中学校は、市立57校、国立1校、私立8校の合計66校、また、市立中学校1校当たりの生徒数は556.0人であり、政令指定都市19市の中で最も規模が大きくなっています。(表3-1-3)

表3-1-2 市立小学校の都市間比較(1校当たり児童数の高位順)

順位	市名	学校数 (校)	学級数 (学級)	児童数 (人)	1校当たり 学級数 (学級)	1校当たり 児童数 (人)
1	さいたま市	102	2,139	67,343	21	660.2
2	川崎市	113	2,605	70,271	23	621.9
3	横浜市	345	6,754	190,265	20	551.5
4	相模原市	72	1,341	37,479	19	520.5
5	福岡市	146	2,646	75,925	18	520.0
6	堺市	94	1,737	47,593	18	506.3
7	神戸市	166	2,851	79,156	17	476.8
8	広島市	142	2,539	66,348	18	467.2
9	千葉市	118	1,854	52,569	16	445.5
10	札幌市	206	3,227	90,440	16	439.0
11	名古屋市	262	4,188	113,702	16	434.0
12	岡山市	91	1,452	38,971	16	428.3
13	浜松市	107	1,595	45,145	15	421.9
14	仙台市	128	2,031	53,432	16	417.4
15	静岡市	87	1,293	36,113	15	415.1
16	大阪市	303	4,604	118,525	15	391.2
17	北九州市	131	1,799	49,993	14	381.6
18	京都市	178	2,600	65,659	15	368.9
19	新潟市	114	1,604	41,604	14	364.9

出典：指定都市教育委員会事務局調査統計主管課「平成23年度刊 指定都市教育統計資料の比較」

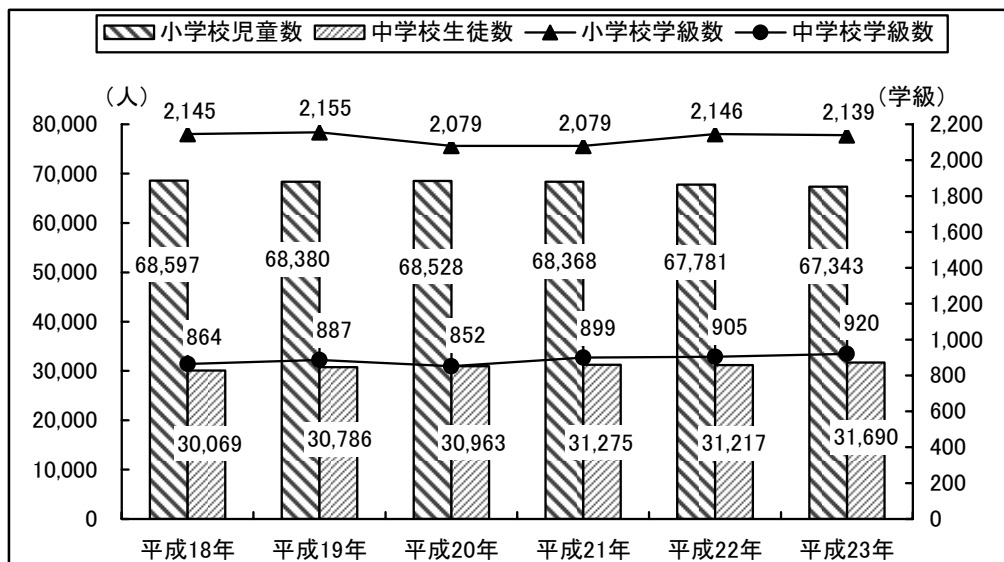
表 3-1-3 市立中学校の都市間比較（1校当たり生徒数の高位順）

順位	市名	学校数 (校)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	1校当たり 学級数 (学級)	1校当たり 生徒数 (人)
1	さいたま市	57	920	31,690	16	556.0
2	川崎市	51	934	27,966	18	548.4
3	横浜市	148	2,540	79,458	17	536.9
4	福岡市	69	1,084	35,451	16	513.8
5	堺市	43	692	22,001	16	511.7
6	岡山市	38	639	18,781	17	494.2
7	相模原市	37	579	17,960	16	485.4
8	名古屋市	110	1,683	53,279	15	484.4
9	札幌市	99	1,464	46,268	15	467.4
10	広島市	64	963	29,332	15	458.3
11	浜松市	49	712	21,336	15	435.4
12	神戸市	84	1,143	36,453	14	434.0
13	大阪市	131	1,908	56,676	15	432.6
14	千葉市	57	767	24,076	13	422.4
15	仙台市	64	906	26,300	14	410.9
16	京都市	76	1,113	31,157	15	410.0
17	静岡市	43	600	17,497	14	406.9
18	北九州市	62	789	24,745	13	399.1
19	新潟市	58	686	21,137	12	364.4

出典：指定都市教育委員会事務局調査統計主管課「平成23年度刊 指定都市教育統計資料の比較」

○児童生徒数の推移をみると、平成18年度から平成23年度まで10万人をわずかに下回る人数で、横ばいで推移しています。（図3-1-1）

図 3-1-1 児童生徒数及び学級数の推移



出典：さいたま市教育委員会「教育要覧」(各年5月1日現在)

○平成24年3月31日現在、市立学校等の校舎及び屋内運動場の耐震化の状況は、小学校410棟のうち、耐震化済み（旧耐震基準による棟のうち補強が不要のもの及び新耐震基準による棟を含む。以下同様）345棟、耐震化率84.1%、中学校236棟のうち、耐震化済み222棟、耐震化率94.1%、高等学校34棟のうち、耐震化済み31棟、耐震化率91.2%となっています。（表3-1-4）

表3-1-4 市立学校等の耐震化状況（平成24年3月31日現在）

	学校数 (校)	全棟数 (棟)	旧耐震基準による棟(棟)			耐震化率 (%)	
			耐震診断 実施率 (%)	うち耐震性 のある棟 (棟)	うち耐震性 のない棟 (棟)		
小 学 校	102	410	337	100.0	272	65	84.1
中 学 校	57	236	147	100.0	133	14	94.1
高 等 学 校	4	34	18	100.0	15	3	91.2
特別支援学校	1	5	—	—	—	—	100.0
幼 稚 園	1	2	2	100.0	2	0	100.0

出典：教育委員会事務局管理部学校施設課資料

注)耐震率＝(新耐震基準による棟＋旧耐震基準のうち、耐震性のある棟)／全棟数

イ) 本市の主な取組

- 平成21年3月に、本市では、中長期的な目指すべき教育の方向性を広く市民に明確に示すとともに、教育行政を総合的・計画的に推進するために、「さいたま市教育総合ビジョン」を策定しました。このビジョンでは、生涯をとおした教育を4つのステージに分け、およそ小学校就学前の幼児教育から高等学校までの時期を対象とした「さいたま市学校教育ビジョン」で、学校教育の方向性を示しました。
- 「さいたま市学校教育ビジョン」は、さいたま市の目指す子ども像である「ゆめをもち、未来を切り拓く、さいたま市の子ども」を実現するために、学校・家庭・地域・行政が協力して、「知」「徳」「体」「コミュニケーション」のバランスのとれた子どもをはぐくむことを基本理念としています。
- 知育の総合的な振興策として「学びの向上さいたまプラン」、心の教育推進計画として「子ども潤いプラン」、子どもの体力向上のための総合的な振興策として「子どものための体力向上サポートプラン」、コミュニケーション能力の育成を目指して「さいたま市小・中一貫『潤いの時間』」の推進を図っています。
- 「学びの向上さいたまプラン」では、学校図書館資源共有ネットワークを積極的に活用するとともに、「基礎学力定着プログラム」及び「さいたま市国語力向上プログラム」の一層の充実を図るなどして、基礎学力向上のための「読み・書き・そろばんプロジェクト」を推進しています。また、大学と連携・協力し、学生による児童生徒への学習支援などの教育ボランティア活動や学生へのキャリア教育、大学教授等を講師とした教職員研修などを行う「さいたま教育コラボレーション構想」に基づき、教職員の資質向上と学校教育の充実に取り組んでいます。
- 「子ども潤いプラン」では、学校、家庭、地域社会において、コミュニケーションの基盤である「おはようございます」「ありがとうございます」「はい」「ごめんなさい」の「心を潤す4つの言葉」推進運動を展開するとともに、文化・芸術及びスポーツ等の分野においてトップレベルの実績がある方などを市立幼稚園、小・中・特別支援学校に講師として派遣する「夢工房 未来(みら)くる先生 ふれ愛推進事業」などのアクションプログラムを展開しています。また、児童生徒の抱える悩みを早期に発見し、組織的に対応していき、不登校等の解消を目指すとともに、心の状況把握に努め、教育相談を実施する「心のサポート推進事業」に取り組んでいます。

- 「子どものための体力向上サポートプラン」では、「体力アップメニューの活用」による体育授業の充実や「なわとび・鉄棒（逆上がり）プロジェクトの実施」による体育的活動の充実などを図っています。
- 「さいたま市小・中一貫『潤いの時間』」では、平成 17 年度から教育特区の認定を受け、また、平成 21 年度からは教育課程特例校として、人に接する際に必要な姿勢・態度・感情のコントロールの仕方を学ぶ「人間関係プログラム」及び英語によるコミュニケーション力を育成する「英会話」からなる「潤いの時間」を展開しています。
- 学級経営の改善や児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援として、児童生徒の個性や能力に応じたきめ細かな学習支援を行うため、全市立小・中学校への学校図書館司書や少人数指導等支援員の配置、学級等支援員の配置などの学校に対する人的支援の充実を図っています。
- 地域に開かれた学校づくりでは、学校・家庭・地域がそれぞれの教育力を結集し、連携・協力しながら、豊かな心を持ち、たくましく生きる児童生徒の健全育成を図るため、「スクールサポートネットワーク（SSN）」の構築等を推進しています。
- 平成 24 年 4 月に本市 2 校目となる特別支援学校を開校するとともに、「さいたま市特別支援教育推進計画」に基づき、障害のある児童生徒が地域で学べるよう特別支援学級や通級指導教室を整備するほか、発達障害のある児童生徒等への支援、特別支援学級や特別支援学校の児童生徒と通常の学級の児童生徒の交流及び共同学習を積極的に行っています。
- すべての学校の校舎及び体育館の耐震化を平成 24 年度で完了させます。また、中高一貫教育校として市立浦和中学校を平成 19 年 4 月に開校、過大規模校の解消のために、辻南小学校を平成 19 年 4 月に、つばさ小学校を平成 21 年 4 月に開校しました。また、新たに美園小学校及びさくら草特別支援学校を平成 24 年 4 月に開校しました。このほか、老朽化した校舎や体育館、プールの改修・改築及びバリアフリー化など、良好な教育環境の整備に取り組んでいます。

ウ) 今後の重点課題

- ◆「知」「徳」「体」「コミュニケーション」のバランスのとれた豊かな人間性と創造性を備えた子どもを育成するため、教職員の力量を高め、教育活動の一層の充実を図る必要があります。
- ◆スクールサポートネットワーク（SSN）を確立し、学校・家庭・地域・行政が連携・協力体制の充実を図る必要があります。
- ◆子どもたちの安全・安心な環境の確保を図るため、より効果的かつ効率的に老朽化した施設・設備の改修を推進するとともに、災害時に避難場所となる学校体育館の非構造部材の耐震化をはじめとする防災機能の向上を図る必要があります。また、災害時に児童生徒や教職員が適切な行動が取れるよう、各学校における防災計画の見直しを行うとともに、防災への意識や能力の向上、緊急時の対応、事故防止など学校の安全度を高める必要があります。

(2) 生涯学習等

ア) 概況

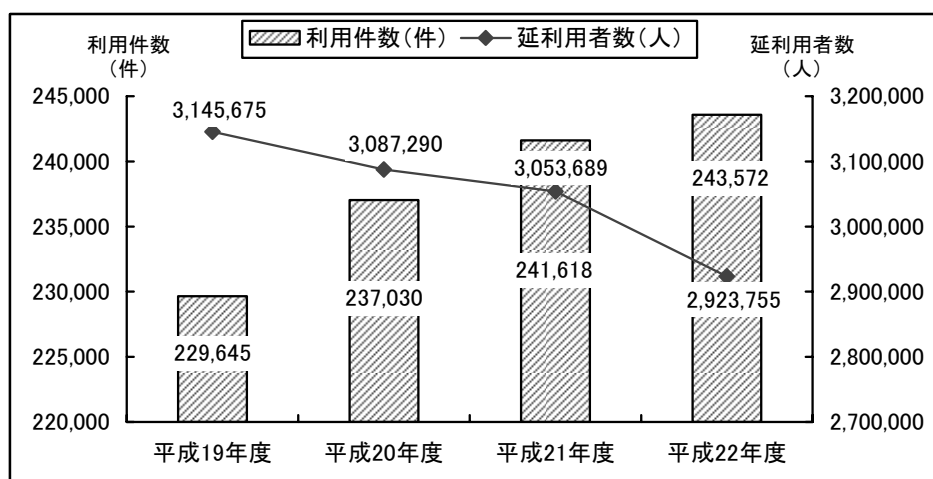
<生涯学習>

○平成 23 年度に実施した市民意識調査によると、本市が行っている施策の現状の満足度に関する質問の中で、「生涯学習の振興／図書館・公民館などの文化的公共施設の充実」に対する満足の平均ポイント得点は、2年連続で 28 施策中 2 番目に高い得点となっています。

○公民館の利用状況を見ると、延利用者数が減少したものの諸室の利用件数は増加しています。これは、少人数で活動する団体が増加している傾向があることが要因と考えられます。(図 3-2-1)

○生涯学習総合センター及び公民館(58 館)は、地域における生涯学習の拠点として設置されており、地域住民の教養の向上、健康の増進等を目的として主催講座を実施しています。平成 19 年度と平成 22 年度を比較すると、事業数は減少しているものの、現代的課題である食育・環境などをテーマとした事業や、介護予防事業を含む高齢者支援事業の参加者が大幅に増加しています。(表 3-2-1)

図 3-2-1 公民館の利用状況の推移



出典:教育委員会事務局生涯学習部生涯学習総合センター資料

表 3-2-1 生涯学習総合センター・公民館主催事業の推移

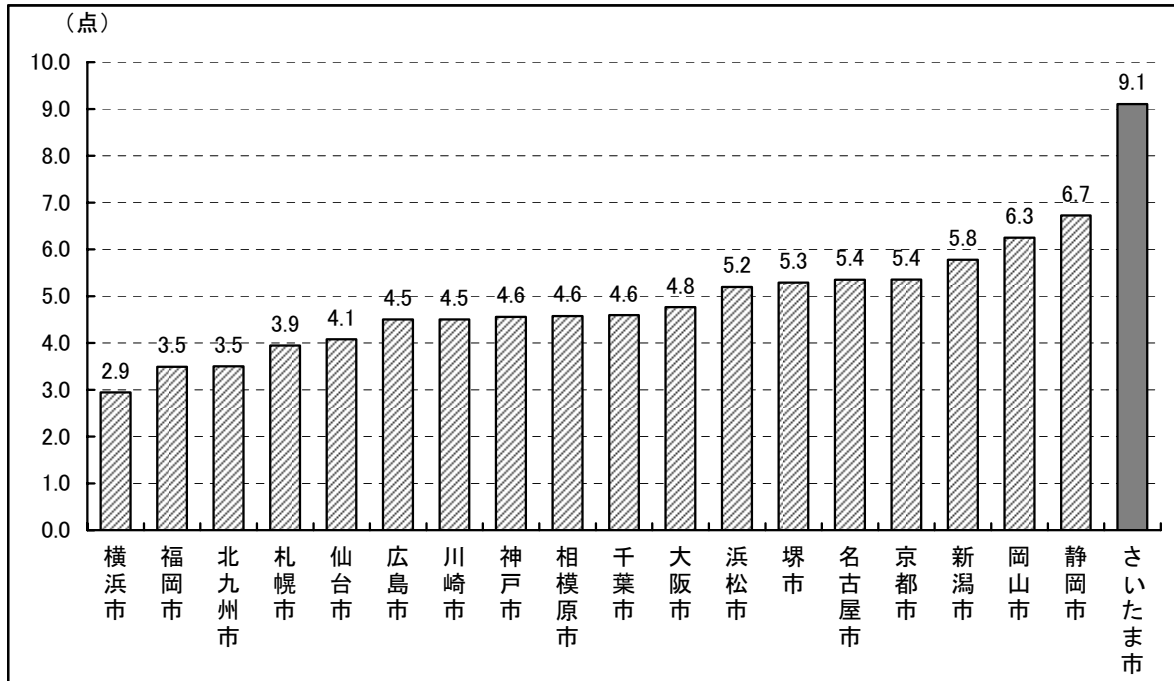
年 度	平成 19 年度 (58 館 / 開館延 20,449 日)			平成 22 年度 (59 館 / 開館延 20,015 日)		
	事業数	延回数	参加延数 (人)	事業数	延回数	参加延数 (人)
子育て支援事業(親の学習含む)	191	1,011	35,984	205	906	31,555
高齢者支援事業(介護予防事業含む)	208	1,890	52,639	211	1,923	55,282
現代的課題(食育・環境など)をテーマとした事業	151	341	16,940	212	362	21,069
子ども向け事業(子ども体験教室等)	283	1,284	38,267	282	1,101	30,412
スポーツ教室	36	351	5,586	31	362	5,985
地区運動会	21	22	16,606	15	16	13,077
公民館文化祭	64	243	90,141	56	205	78,152
文化・芸術・歴史講座	283	747	24,868	259	627	21,446
パソコン教室	68	246	4,186	36	195	2,590
人権教育・啓発事業	36	48	2,090	44	54	2,119
その他(国際理解・ボランティア支援等)	283	916	15,297	208	778	14,423
合計	1,624	7,099	302,604	1,559	6,529	276,110

出典：教育委員会事務局生涯学習部生涯学習総合センター資料

注) 主催事業には、市民・団体・NPO及び県との共催事業も含まれます。

○平成 23 年度現在、市民にとって最も身近な学びの場といえる市立図書館を 23 館設置しています。平成 22 年度における人口 1 人当たりには換算した市立図書館の蔵書冊数は 2.7 冊で、政令指定都市の中では第 2 位、また、人口 1 人当たりの貸出点数は 9.1 点で、第 2 位の 6.7 点を大幅に上回って第 1 位となっており、図書館の整備及び利用状況は、他都市と比較しても良好な水準にあるといえます。(図 3-2-2)

図3-2-2 図書館の都市間比較・人口1人当たり貸出点数（平成22年度実績）



出典：「平成23年度指定都市立図書館長会議資料」平成23年7月

<青少年育成>

○都市化の進展や、インターネット・携帯電話の普及など、情報化の進展により、青少年を取り巻く環境が大きく変化しています。このため、対人関係の希薄化やコミュニケーション能力の低下、体験不足により、青少年の自立の遅れが指摘されており、困難を抱える青少年が増えています。

○コンビニやゲームセンター、公園などに集まっている青少年が増えるとともに、青少年がエネルギーを発散し、地域で安心して過ごせる居場所も少なくなっています。(図3-2-3)

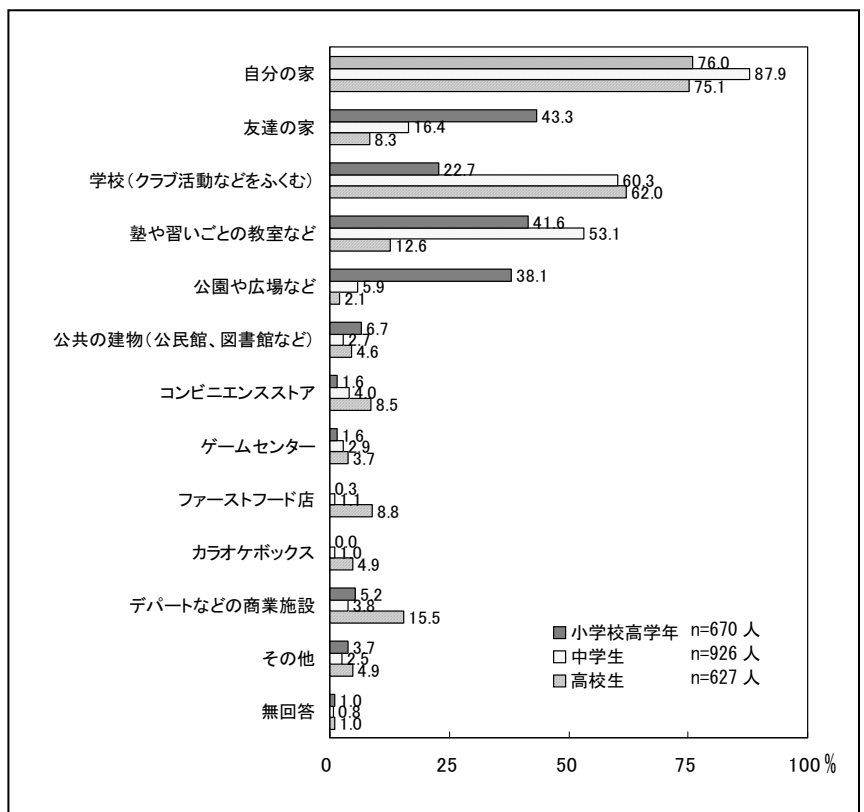


図3-2-3 放課後を過ごすことが多い場所（複数回答）
出典：「さいたま 子ども・青少年希望プラン策定に係るアンケート調査」(平成20年)

○青少年の地域参画については、年齢が上がるほど少なくなっています。青少年の自主的な活動や体験のできる場・機会が少なく、相談対応や様々な青少年のニーズにこたえる居場所が必要になっています。

○市内における刑法犯少年の検挙人員は、平成19年～20年では、2年連続で減少していたものの、平成21年では1,120人と対前年比で205人、22.4%増加し、その後は横ばい傾向となっています。また、平成22年における犯罪の内訳では、窃盗犯が604件で全体の59.4%を占め、占有離脱物横領が259件、25.5%でこれに次いでいます。(表3-2-2)

表3-2-2 刑法犯少年の検挙人員の推移

	総数 (件)	凶悪犯 (件)	粗暴犯 (件)	窃盗犯 (件)	知能犯 (件)	風俗犯 (件)	占有離脱 物横領 (件)	その他 (件)
平成18年	1,060	19	78	483	7	2	412	59
平成19年	985	16	62	556	5	3	307	36
平成20年	915	28	81	533	6	5	201	61
平成21年	1,120	16	60	682	5	12	270	75
平成22年	1,017	5	77	604	4	4	259	64

出典:埼玉県警察さいたま市警察部資料

注)岩槻署については、管轄地域分を集計したものであるため、蓮田市分を含む。

イ) 本市の主な取組

□平成17年度～25年度を計画期間として、本市行政の様々な分野にまたがる生涯学習施策の基本的な方向を示した「さいたま市生涯学習推進計画」を策定し、生涯学習施策を総合的に推進しています。

□本計画に掲げた生涯学習推進の目標である「だれもが『学べる・選べる・生かせる』生涯学習環境の創造」に向け、市民の主体的な生涯学習活動の展開や地域における生涯学習の振興、協働による生涯学習の推進などに取り組んでいます。

□地域住民の生涯学習の活動拠点となる公民館については、うるおいと生きがいのある地域文化づくりを目指し、地域的課題や現代的課題に取り組み、高齢介護事業や子育て支援事業を推進しています。なお、平成24年度は、子育て中の親を支援するための親の学習事業を全公民館で実施します。また、公民館の整備に関しては、平成16年度に公民館を統括する役割を担う生涯学習総合センター及び大久保東公民館、平成19年度に鈴谷公民館、平成22年度に善前公民館を整備し、現在は、平成26年度の開館に向け、(仮称)内野地区公民館の整備を進めています。

□市民の主体的な学習の場として需要の高い図書館については、市民の学習意欲及び知的好奇心にこたえる資料や情報を計画的、積極的に収集し、提供するとともに、学校との連携やビジネス支援など、あらゆる世代に向けたサービスの充実を進めています。また、図書館の整備に関しては、平成16年度に桜木図書館、平成17年度に桜図書館、平成18年度に片柳図書館、平成19年度に中央図書館、平成20年度に北図書館を整備し、現在は、平成24年度開館予定の武蔵浦和図書館の整備を進めています。

□青少年が健やかに成長し、自立心や社会性などの豊かな人間性をはぐくむことができるよう、青少年の地域行事・イベントへの参画を促す青少年事業の推進、キャンプ場などの青少年活動施設の運営、青少年育成関係団体などへの支援に取り組んでいます。

ウ) 今後の重点課題

- ◆今後の高齢化の進行などを踏まえ、市民がより豊かで生きがいにあふれた毎日を送ることができ、学習で得た成果や力をよりよい地域づくり、人づくりにも積極的に活かすことができる仕組みの整備を目指し、次期生涯学習推進計画の策定に取り組み、生涯学習環境をより充実させる必要があります。
- ◆多種・多様化している市民の学習ニーズに効果的かつ効率的に応えていくためには、既存施設の機能を適切に維持管理しながら、各種事業の企画・運営への市民参加をより一層促進することも重要なポイントといえます。
- ◆青少年の非行や犯罪を未然に防止するとともに、自主性や社会性をはぐくむため、家庭、地域、学校及び関係団体と連携・協力を図りながら、同世代・異世代とのふれあいや交流、自主的活動のできる居場所づくりを推進するなど、青少年の健やかな成長を促す環境を充実させる必要があります。

(3) スポーツ・レクリエーション

ア) 概況

- 国（文部科学省）では、新たなスポーツ文化の確立を目指し、「人（する人、観る人、支える（育てる）人）の重視」と「連携・協働の推進」を基本的な考え方として、今後概ね10年間で実施すべき重点戦略や政策目標、重点的に実施すべき施策などを示した「スポーツ立国戦略」を、平成22年8月に策定しています。
- その翌年には、昭和36年に制定されたスポーツ振興法が50年ぶりに改正され、スポーツに関する基本理念や、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力など、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めた「スポーツ基本法」が施行されています。
- さらに、観光による内需拡大の必要性が高まる中、訪日外国人旅行者の拡大及び国内観光振興の起爆剤とするため、スポーツを「観る（観戦）」「する（楽しむ）」ための移動だけではなく、周辺の観光要素やスポーツを「支える」人々との交流や地域連携も付加した旅行スタイルとして、「スポーツツーリズム」の推進に向けた動きが拡大しつつあります。
- 本市は、明治41（1908）年に埼玉師範学校（現埼玉大学教育学部）に蹴球部が創設されたことを起源に、100年を超える歴史と伝統を誇る、日本屈指の「サッカーのまち」であり、現在では、Jリーグの2チームのホームタウンとしても知られるなど、全国的にも極めて高い知名度を有しています。
- 平成23年度に実施した市民意識調査において、さいたま市にどのようなイメージを持っているのかを質問したところ、「スポーツの盛んなまち」は34.1%で、「交通の利便性が高いまち（55.9%）」、「関東の主要都市（36.9%）」に次ぐ第3位となっています。

○本市には、サッカースタジアムなどの大規模な施設から、各地域の施設まで、様々なスポーツ施設があり、多くの市民に親しまれています。さらに、市民の健康増進及び余暇活動の充実を図ることを目的としたレクリエーション施設等を有しています。（表3-3-1）

表3-3-1 市内の利用可能なスポーツ施設

種類	面数	種類	面数
テニスコート	164	柔道場	5
卓球台	159	剣道場	5
バドミントンコート	90	ハンドボール場	3
野球場	41	陸上競技場	2
ソフトボール場	72	ゲートボール場	35
サッカー場	34	グラウンドゴルフ場	10
フットサルコート	5	ターゲットバードゴルフ場	1
バレーボールコート	32	相撲場	1
バスケットボールコート	17	ランニングコース	2
プール	12	ラグビー場	1

出典：さいたま市スポーツ振興まちづくり計画（平成23年7月策定）
注）県所有の施設を含む。

- 既存のスポーツ・レクリエーション施設の中には、建築後30年以上が経過し、老朽化の進行に伴う機能の低下が懸念される施設も見受けられます。
- 先述した市民意識調査によると、本市が行っている施策の現状の満足度に関する質問の中で、「スポーツ・レクリエーションの振興／関連公共施設の充実」に対する満足の平均ポイント得点は、28施策中3番目に高い得点となっています。

○本市が平成 22 年に実施したスポーツに関する市民意識調査によると、「現在の週 1 回以上の市民のスポーツ実施率（週 4 回以上と週 1 回以上の合計）」は、平成 15 年の 28.5%から 11.2 ポイント増の 39.7%に上昇するなどの現状がありますが、一方で、平成 21 年に実施した同調査によると、市民の 86.8%が運動不足を感じているという状況にあります。（図 3-3-1・2）

○スポーツに関する市民意識調査（平成 22 年度）によると、スポーツを行わない人の理由では、「仕事や家事等により時間がとれない」が 41.3%で最も高く、次いで「きっかけがない」の 37.2%、「お金がかかる」の 33.7%、「気軽にできる場所がない」の 29.8%の順となっています。（図 3-3-3）

○本市では、各種スポーツ大会やイベントの運営支援、各地域での少年団などのチーム・クラブの運営支援、スポーツの指導、審判の実施など、様々な場面でスポーツボランティア活動が行われています。しかし、スポーツに関する市民意識調査（平成 22 年度）によると、スポーツボランティアに参加したことがある人の割合は 8.0%であり、平成 15 年の 9.5%に比べ、1.5 ポイント低下しています。

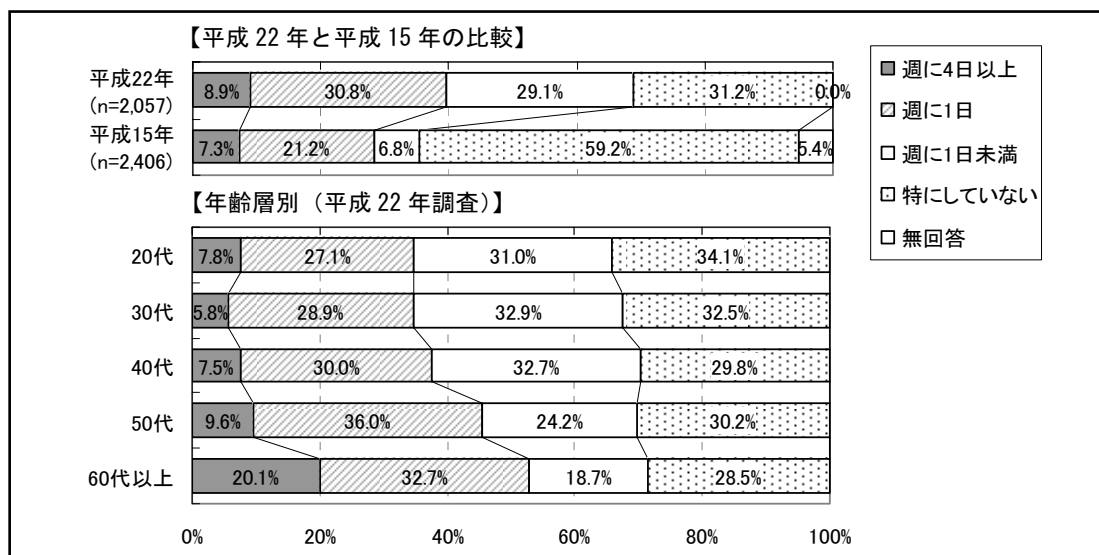


図 3-3-1 スポーツの実施状況

出典：市民・スポーツ文化局スポーツ文化部スポーツ企画課
「スポーツに関する市民意識調査」（平成 15 年、22 年）

注）端数処理の関係で個別に積み上げた値が 100%にならない場合がある。

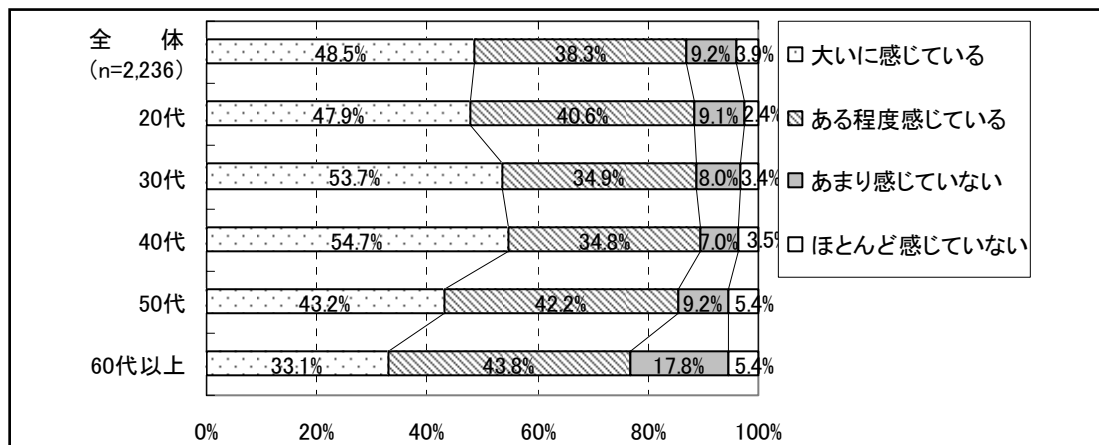


図 3-3-2 市民の運動不足感

出典：「スポーツに関する市民意識調査」（平成 21 年）

注）端数処理の関係で個別に積み上げた値が 100%にならない場合がある。

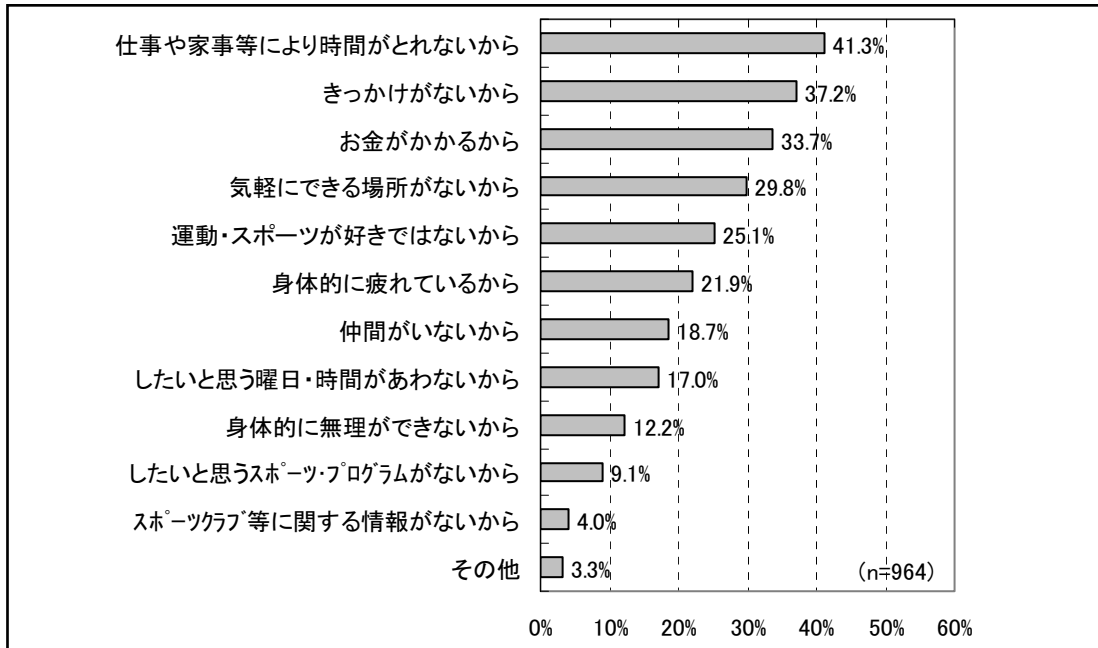


図 3-3-3 スポーツを行わない理由
出典：「スポーツに関する市民意識調査」（平成 22 年）

イ) 本市の主な取組

- さいたまシティマラソン（平成 14 年度～）の開催、FIBA バスケットボール世界選手権への支援など、各種スポーツイベントに取り組むとともに、さいたまシティカップ（平成 15 年度～）の開催、さいたま市サッカーのまちづくり推進協議会への支援、サッカー人材育成のための事業の実施など、サッカーを核としたスポーツのまちづくりに取り組んでいます。
- 「一市民一スポーツ」の基本理念のもとに、生涯スポーツの振興と普及を図るため、平成 21 年 4 月にスポーツ・レクリエーションリーダーバンク制度及びスポーツボランティアバンク制度を立ち上げ、市民への適切なスポーツ・レクリエーションリーダーの紹介や、生涯スポーツの振興の担い手としてスポーツボランティアの奨励・育成、自主的・積極的な活動の支援に取り組んでいます。
- 平成 22 年 4 月、生涯スポーツを推進し、スポーツを活用した総合的なまちづくりの推進を図るため、「さいたま市スポーツ振興まちづくり条例」を施行しています。
- 本条例に基づき、平成 23 年 7 月には、従前のスポーツ振興計画を見直し、スポーツとまちづくりの広範な分野において、市民等、スポーツ関連団体、事業者及び行政が連携を図るための方向性や、スポーツ振興まちづくりの具体的な施策を体系的に定めた「さいたま市スポーツ振興まちづくり計画」を策定し、諸施策の展開を図っています。
- 平成 23 年 10 月、スポーツの分野で新たな観光・交流人口の拡大を図るため、本市のスポーツに関するシティセールスや関連マーケティング活動を専門的に展開する組織として、本格的なスポーツコミッションとしては国内初となる、「さいたまスポーツコミッション」を設立しています。

ウ) 今後の重点課題

- ◆より多くの市民がスポーツを気軽に楽しめる環境づくりに積極的に取り組み、青少年の健全な育成をはじめ、市民の体力向上や健康の保持増進を図るとともに、スポーツを通じた地域コミュニティの形成・醸成を図っていく必要があります。
- ◆生涯スポーツの振興と併せ、スポーツコミッションを核として、本市のスポーツに関するシティセールスや関連マーケティング活動に取り組み、スポーツの分野で新たな観光・交流人口の拡大を図るなど、スポーツを活用した総合的なまちづくりを推進する必要があります。
- ◆今後、超高齢社会の到来に伴い財政の自由度の低下が大いに懸念されるとともに、老朽化の進行に伴いスポーツ・レクリエーション施設の維持管理コストの増大が見込まれる中、施設については、公共施設マネジメント計画を踏まえながら、適正配置や利活用（利用料金や利用時間等）、未利用地の活用などについて検討する必要があります。

(4) 歴史・文化

ア) 概況

- 平成 13 年に成立した文化芸術の振興のための基本的な法律である「文化芸術振興基本法」は、文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動を促進することを基本としながら、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に貢献することを目的としています。
- 文化芸術振興基本法に基づき、平成 23 年 2 月に閣議決定された「第 3 次文化芸術の振興に関する基本的な方針」では、文化芸術は、人々が心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであり、かつ、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤となり、国力を高めるものとされ、心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築して国力増進を図るため、文化芸術振興を国の政策の根幹に据え、新たな「文化芸術立国」を目指すことが明記されています。
- 近年、文化芸術創造都市として美しい景観やその自治体固有の文化的環境を活かすことにより、住民の創造性を育むとともに、新しい産業やまちの賑わいに結びつけることを目指す自治体が増えており、国においても、これらの自治体を支援するため、国内外の情報収集・提供及び研修の実施等を通じた国内の文化芸術創造都市ネットワークの構築などに取り組んでいます。
- 平成 13・17 年の 2 度にわたる合併を経て誕生した本市は、多様な歴史と文化を持つ都市であることから、市全体としてのアイデンティティ²⁶の確立が求められています。これまで本市では、平成 18 年 3 月に策定した「さいたま市文化芸術振興計画」において、“「さいたま文化」を輝き放つ市民文化のまち”を文化芸術振興の将来像に掲げ、歴史と風土に育まれた市独自の伝統文化と、市民によって創り出される文化との融合による「さいたま文化」の創造に努めてきました。
- 「さいたま市文化芸術振興計画」では、「緑の文化」、「スポーツ文化」、「漫画・ユーモア文化」、「人形文化」、「鉄道文化」の 5 つを本市の特徴ある文化として掲げるとともに、各区の文化芸術に関する地域資源を掲げています。
- また、市内には、古くからの歴史・文化を今に伝える文化財や神社仏閣などが数多く残されており、平成 22 年 3 月 31 日現在、国指定 10 件、県指定 72 件、市指定 442 件の合計 524 件にも及ぶ有形・無形の指定文化財が存在します。（表 3-4-1）
- しかし、平成 23 年度に実施した市民意識調査において、さいたま市にどのようなイメージを持っているのかを質問したところ、「文化的なまち・芸術のまち」は 12.4%で、20 項目中第 10 位となっており、文化都市としてのイメージはそれほど強くない現状にあります。
- 一方、今後は、団塊の世代に代表されるような、これまで市外へ通勤し、地域社会との関係が希薄であった市民の地元への回帰現象が進むことにより、これらの人々が健康や生きがいづくりの一環として、文化芸術活動の担い手となることも大いに期待されます。

²⁶ 英語の identity で「同一性」「本人であること」「個性・独自性」などの意味。本文では「文化的固有性」又は「文化における独自性」を指す。

イ) 本市の主な取組

□平成 18 年 3 月に、新生・さいたま市としてのアイデンティティーの醸成を図るとともに、新たに生まれた 10 区のそれぞれのアイデンティティーを確立し、地域に根ざした文化を活かした豊かな市民生活の実現を目的に、文化芸術振興の基本となる方針などを示した「さいたま市文化芸術振興計画」を策定しています。(計画期間：平成 18 年度～25 年度)

□これまで、鉄道博物館(平成 19 年度開館)の整備促進、プラザノース内でのユーモアスクエアの開設(平成 20 年度)、大宮盆栽美術館の開館(平成 21 年度)などを通じて、本市の文化資源を活用した魅力あるまちづくりに取り組んでいます。

□平成 22 年度に建設事業費の 1% (一般財源ベース) を文化芸術事業に充てる仕組みの考え方を構築し、新たな文化芸術事業を推進しています。

□平成 23 年 12 月、文化芸術都市²⁷の創造に関する基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、市民等の理解と協力を得ながら、文化芸術都市の創造のための施策の基本となる事項を定めることで、総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、もって市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造するため、「さいたま市文化芸術都市創造条例」を制定しています。(平成 24 年 4 月施行)

表 3-4-1 指定文化財の状況

指定の種類	総数	国指定	県指定	市指定
総数	524	10	72	442
有形文化財	335	4	49	282
建築物	40	—	4	36
絵画	18	—	8	10
彫刻	53	—	6	47
工芸品	46	3	12	31
書跡	9	—	—	9
典籍	2	—	1	1
古文書	68	—	12	56
考古資料	48	—	4	44
歴史資料	51	1	2	48
無形文化財	2	—	1	1
有形民俗文化財	42	1	8	33
無形民俗文化財	16	1	—	15
史跡	43	2	6	35
天然記念物	83	2	5	76
旧跡	3	—	3	—

出典:教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課資料
(平成22年3月31日現在)

ウ) 今後の重点課題

- ◆貴重な歴史・文化資源を適切に保護しながら、次代を担う子どもから大人まで、郷土の歴史や文化に対する多くの市民の関心を高め、これらの資源を将来にわたり継承するとともに、新たな文化の創造に取り組む必要があります。
- ◆市民等が文化芸術を楽しみ、自主的な文化芸術活動が活性化されることにより、文化芸術が本市の経済や教育、都市計画など様々な分野に影響を与え、地域の活性化及び都市としての魅力の向上につなげていくため、文化芸術都市創造条例に基づき、文化芸術都市の創造に取り組む必要があります。

²⁷ さいたま市文化芸術都市創造条例では、市民等が自主的に文化芸術に関する活動を行い、又は文化芸術を享受することにより、市民等の文化芸術以外の分野における活動が促進され、かつ、文化芸術の振興を契機として地域が活性化し、市民等が充実した生活を送ることのできる活力のある都市と定義している。